

令和2年第2回定例会(令和2年6月29日)

総務企画消防委員会委員長 (手束 貴裕 委員長)

総務企画消防委員会は、去る6月18日の本会議において付託を受けました『議第66号 令和2年度 別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分、その他9議案につきまして、翌19日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第66号 令和2年度 別府市一般会計補正予算(第4号) 関係部分』についてであります。

まず、『消防本部』関係部分では、「コミュニティ助成金」を受入れ、幼年消防クラブの火災予防運動時に使用する法被や横断幕等の購入、消防団員に対し、トランシーバーを配備する予定である旨の説明がなされました。

また、県内全ての自治体が参画する消防指令業務の共同運用の開始に向けた準備として、大分市に建設する消防指令センターの基本設計等に係る本市の負担金を計上したとの説明がなされた次第であります。

委員から、別府市には競輪事業があり自転車振興会関係の補助事業もある。今後の財源確保を考えてほしいとの要望がなされました。

続きまして『総合政策課』関係部分では、国は令和2年9月からマイナンバーカードを活用した「マイナポイント」の付与を予定しており、そのマイナポイントの予約に必要なマイキーID及びマイナポイントの設定支援を行うための予算計上であるとの説明がなされた次第であります。

次に『財政課』関係部分では、財政調整基金繰入金の追加額については、今回の補正予算の財源として、一般会計に繰り入れるものであり、公共施設再編整備基金積立金の追加額については、別府商工会議所に貸し付けている土地を売却し、その売り払い収入を基金に積み立てるものとの説明がなされました。

続きまして、『自治振興課』関係部分では、「コミュニティ助成金」の交付決定を受け、荘園公民館の活動備品の整備や亀川地区を中心に町おこし活動を行っている「さんもく会」が実施する桜並木ライトアップ事業の経費を計上しているとの説明がなされました。

予算議案の最後、『防災危機管理課』関係部分であります。「コミュニティ助成金」を受け入れ、亀川地区防災士会が整備する防災資器材購入費に対して助成し、地震津波等被害防止対策に要する経費の追加額として、避難所における新型コロナウイルス感染症リスク軽減をはかるため、マスク、手袋、簡易ベッド等を購入するものである旨の説明がなされました。

委員より避難所となる小中学校の体育館には空調が設置されていない。スポットクーラーの導入を検討してほしいとの発言がありました。

採決の結果、『議第 66 号』においては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に条例議案、その他議案についてであります。

『議第 79 号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』は、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額が改定されたこと等に伴い条例を改正する旨の説明がなされました。

『議第 80 号 動産の取得について』は、現有車両の老朽化に伴い、高規格救急自動車を買う旨の説明がなされました。

委員より契約の相手方はいつも同じなのかとの質疑に対し当局より今回は 3 社の応札があったとの答弁がなされました。

『議第 68 号 別府市税条例の一部改正について』であります。

まず、『市民税課』関係部分については、主な改正内容として、子どもの貧困に対応するため、婚姻歴に関係なくひとり親を令和 3 年度から非課税措置及び寡婦（寡夫）控除に代わるひとり親控除の対象へ追加することや軽自動車税の環境性能割の軽減措置を半年間延長するなど所要の措置について改正を行うとの説明がなされた次第であります。

委員より寡婦をひとり親に改めるということは、全てのひとり親が控除を受けられるということなのかとの質疑に対し、当局より所得制限の条件がある。男女の差をなくすということもあり、女性にも所得制限が設けられるとの答弁がなされました。

次に、『資産税課』関係部分については、固定資産の所有者が不明である場合に使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることを規定する。また、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 ヶ月以内に、氏名・住所等について申告しなければならない旨、規定するものであるとの説明がなされました。

委員より相続人が特定できないために空き家等が増え地域に悪影響を及ぼしている。難しい問題であるが協議する時期なのではとの発言があり、当局より所有者不明土地等の問題は国でも議論となっている。今後国の動向を注視し、研究したいとの答弁がありました。

続きまして、『債権管理課』関係部分については、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改定に伴い、特例基準割合の引き下げを行うことや、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きにおいて別府市税条例の準用規定として改正を行うとの説明がなされた次第であります。

『議第 83 号 市長専決処分について(別府市条例等の一部を改正する条例)』

であります。

まず、『市民税課』関係部分については、ひとり親の非課税措置及び控除の追加に伴う単身児童扶養者にかかる整理及び、課税特例の延長など法律、政令、省令の改正にあわせて所要の規定の整備を行ったとの説明がなされた次第であります。

次に、『資産税課』関係部分については、水防法上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に対する課税標準の特例を規定した旨の説明がなされました。

『議第 69 号 別府市税特別設置条例の一部改正について』は、地域再生法第 17 条の 6 に規定する総務省令で定める施設の要件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限が 2 年間延長されたことに伴う条例改正であるとの説明がなされました。

『議第 70 号 別府市都市計画税条例の一部改正について』は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置に起因して、厳しい経済環境に直面している中小事業者等を対象とし、令和 2 年 2 月から 10 月までの連続する任意の 3 か月間の売上高が前年の同期間と比べ 30%以上減少している場合に特例を適用し、令和 3 年度分の税負担を軽減することなど所要の措置について改正をおこなうものであるとの説明がなされました。

委員より事業者に対して説明を丁寧にしてほしいとの要望がありました。

次に、『議第 84 号 市長専決処分について（別府市都市計画条例の一部を改正する条例）』は、令和 2 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、項の移動が生じたため条例の一部を改正したものであるとの説明がなされました。

『議第 82 号』は、大分都市広域圏を構成する大分市が設置する「のつはる天空広場」を本市の住民の利用に供させるものであるとの説明がなされました。

最後に、『議第 87 号 市長専決処分について [令和 2 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）]』『財政課』関係部分は、国の緊急経済対策において創設された交付金で新型コロナウイルス感染症対策のため苦境に立たされている事業者を支援する財源を計上したものであるとの説明がなされました。

採決の結果、条例議案、その他議案に係るいずれの議案も当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。